

私たちの図書館を考える会・逗子

ニュースレター



図書館がパブリックサービス社に指定管理されるのではなく直営で運営されることを望みます。

2月25日より、平成28年第1回定例会が開催されており、平成26年第1回市議会定例会で図書館条例・全部改正案が提案され否決となりました。

ところが再度、市長は、今議会に『議案第九号 逗子市立図書館条例の全部改正について 逗子市立図書館について平成29年4月1日から指定管理者制度に移行することに伴い、改正の要あるため提案するもの』を提出しています。

議案は3月2日の本会議で教育民生常任委員会に付託されました。教育民生常任委員会は左記の議員で構成されます(敬称略)

◎横山美奈(委員長)

○田幡智子(副委員長)

毛呂武史

岩室年治

高谷清彦

長島有里

桐ヶ谷一孝

菊池俊一

3月4日、委員会が開かれ、3対4で図書館の管理を直営から業者にまかせることを可能にする改正が可決しました。条例に反対したのは、岩室、高谷、長島議員でした。

この条例は管理者を指定するときは、公募とするが、公募する時間的余裕が無いとき、公募の方法によらないことについて合理的な理由があるときは、公募によらなくてもよいとい

うことが付加されています。

すでに、逗子市長はどのような理由なのかはわかりかねますが、パブリックサービス社(以下PS社)に非公募で指定管理を受託させる方針を打ち出しています。なぜ、PS社かという問いに、「市民協働型の運営を行うっていく手段である」と述べていますが、市長のいう市民協働はどのようなものか、社長を公募していることなのか、市民を雇用することなのか：よくわかりません。

。図書館に携わった社員がひとりもないPS社に図書館を任せていいのでしょうか？

今後の図書館の行方が心配です。

委員会の結果を伝える神奈川新聞の記事・3月5日朝刊



会員の広場

図書館は住民のもの

(会員H.S)



「図書館の主人は住民、これが私の信条です。図書館が欲しいと思ひ、欲しい図書館とはどんなものかを考え、意見や希望を出す。図書館という施設の建設費・資料費を出すのも住民です。これまでは、「図書館ができた、さあ、お使いなさい」と言われるのが住民でしたが、これは違います。図書館は自分たちで創るのです」故菅原峻さん(図書館計画施設研究所長)のことばです。昔、浦安図書館が建設される頃に、何回かお目にかかって叩き込まれた市民協働の図書館の形です。本の一冊一冊も私たちのものなのです。

米国のコロンバス(インディアナ州)の図書館を見学していた時に利用者の女性を館長が「この人はこの館のアドボケート(積極的支援者)、館の宝です」といわれました。ボランティアではないのです。図書館の主体が住民なのです。

図書館は私たちだけのものではありません。未来からの預かりもの。図書館をしっかりと創り、育てて未来の子どもたちに手渡さなければなりません。

